

# 長野県男女共同参画センター 指定管理者募集要項

平成28年7月  
長野県県民文化部人権・男女共同参画課

## 目 次

第1	趣旨	1
第2	施設の概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の規模等	1
4	現在行っているセンターの業務	1
第3	基本的な管理の内容	
1	指定管理者が行う業務の範囲	1
2	指定期間	1
3	利用料金	1
4	県が指定管理者に支払う指定管理料	2
5	剰余金の取扱い	2
6	管理の基準等	2
7	関係法令等の遵守	2
8	情報公開	2
9	個人情報の保護	2
第4	申請の手続	
1	応募資格	3
2	グループによる応募	3
3	提出書類	3
4	事業計画書の記載内容	4
5	スケジュール	4
6	資料の閲覧	5
7	質問事項の受付	5
8	現地説明会の実施	5
9	申請書等の提出	5
10	留意事項	6
第5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定方法	6
2	選定基準	6
3	選定結果の公表	7
第6	指定管理者の指定及び協定の締結	
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	7
3	その他	7
第7	連絡先及び申請書提出先	7
資料	1	長野県男女共同参画センター指定管理者申請様式集
資料	2	長野県男女共同参画センター管理業務仕様書
資料	3	関係法令集
		・ 地方自治法（抄）
		・ 長野県男女共同参画センター条例、管理規則
		・ 男女共同参画社会基本法（抄）
		・ 長野県男女共同参画社会づくり条例
		・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）
		・ 個人情報の保護に関する法律（抄）
		・ 長野県個人情報保護条例
		・ 長野県情報公開条例

## 第1 趣旨

この長野県男女共同参画センター指定管理者募集要項は、長野県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県男女共同参画センター条例（昭和59年長野県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者の募集を行うため必要な手続等を定めたものです。

## 第2 施設の概要

募集対象施設の概要は次のとおりです。なお、詳しくは資料2長野県男女共同参画センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県男女共同参画センター	岡谷市長地権現町四丁目11番51号

### 2 設置目的

男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する。

### 3 施設の規模等

構 造	延べ床面積	敷地面積	建設年月
鉄骨鉄筋コンクリート造地上 3階建て（一部4階建て）	3,351.6㎡	5,135.8㎡	昭和59年8月

### 4 現在行っているセンターの業務

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図るための事業に関する業務
- (2) 配偶者暴力相談支援センターの業務（一時保護等を除く）
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用に係る料金に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務

## 第3 基本的な管理の内容

指定管理者に行っていただく施設の管理の基本的な内容は、次のとおりです。なお、詳しくは仕様書を参照してください。

### 1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

なお、第2の4の(1)及び(2)に掲げる業務については、県がセンターにおいて直接実施します。

### 2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は県議会の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

### 3 利用料金

- (1) 利用料金制

本施設では、条例第13条第2項の規定に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めます。

(3) 利用料金の見直し

指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。

#### 4 県が指定管理者に支払う指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。（※）

なお、県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料の上限額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額
平成29年度	36,700千円
平成30年度	36,700千円
平成31年度	36,700千円
平成32年度	36,700千円
平成33年度	36,700千円

※ 実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

#### 5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

#### 6 管理の基準等

施設の管理の基準は、仕様書第3「管理の基準」を参照してください。

#### 7 関係法令等の遵守

施設の管理に当たって遵守する関係法令等は、仕様書第3の4「関係法令等の遵守」を参照してください。

#### 8 情報公開

施設を管理するに当たって取得又は作成した情報の取扱いについては、長野県情報公開条例（平成12年条例第37号）の規定を参考に適正な取扱いを行ってください。なお、その詳細については仕様書第3の7「情報の管理及び公開」を参照してください。

#### 9 個人情報の保護

施設を管理するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）を遵守してください。なお、その詳細については仕様書第3の8「個人情報の保護」を参照してください。

## 第4 申請の手続

### 1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)です。なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### 2 グループによる応募

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、法人等がグループを構成して応募することが可能です。この場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループに適当な名称を設定の上、代表となる法人等を選定すること。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となること又は単独で申請することはできません。
- (3) 1の応募資格の要件はグループの全構成員に適用されます。

### 3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。様式は、資料1の指定管理者申請様式集(以下「様式集」という。)を参照してください。

申請書類(添付書類)	様式	留意事項
(1) 指定管理者指定申請書	様式1	
(2) グループ構成員表 (グループによる申請の場合に添付)	様式1-2	規約等を添付
(3) 事業計画書	様式2	
(4) 収支計画書	様式3	
(5) 職員配置計画書	様式4	
(6) 類似業務実績一覧	様式5	
(7) 法人等の概要	様式6	
(8) 再委託予定調書	様式7	
(9) 誓約書	様式8	

(10) 添付書類		
定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの		法人でない場合は、代表者の住民票の写し
申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの		
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類		
役員の名簿及び履歴書		
納税証明書		法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税

(注) グループを構成して申請する場合は、(4)以下の書類を構成員毎に作成して提出してください。

#### 4 事業計画書の記載内容

事業計画書(様式集の様式2)は、次の項目について記載してください。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 施設のサービスを向上させるための方策
  - ア 施設利用の実施計画
    - (ア) 利用料金の設定と考え方
    - (イ) 利用者の増加を図るための具体的手法
    - (ウ) サービスの向上を図るための具体的手法
  - イ 施設の維持管理の実施計画
  - ウ 自主事業の実施計画
- (3) 管理体制
- (4) 業務の再委託
- (5) 個人情報の保護
- (6) 利用者の安全対策(危機管理体制を含む。)
- (7) 指定期間内の収支計画
- (8) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- (9) 地域の活性化や事業者としての社会的責任への配慮等

#### 5 スケジュール

内 容	期 日
募集要項の配付	平成28年7月21日(木)～9月12日(月)
資料の閲覧	平成28年7月21日(木)～8月9日(火)
質問事項の受付	平成28年7月21日(木)～8月24日(水)
現地説明会	平成28年8月17日(水)
申請書類の受付	平成28年7月21日(木)～9月12日(月) 17:00
予備審査(応募者多数の場合)	実施する場合は9月下旬
選定委員会審査 (プレゼンテーションを含む)	平成28年10月上旬(予定)
指定管理者候補者公表	平成28年11月上旬(予定)
県議会による議決	平成28年12月上旬(予定)
協定書、年度協定締結	平成29年3月下旬(予定)
業務開始	平成29年4月

## 6 資料の閲覧

申請の参考にさせていただくため、次のとおり関係資料を閲覧に供します。閲覧希望者は第7の連絡先に様式11により申し込んで下さい。(電子メール、FAXでの連絡可)

### (1) 閲覧資料

#### ア 建築時の設計図

- ・センター建築工事
- ・センター電気(電力)工事
- ・センター電気設備(弱電)工事
- ・センター機械(空調)工事
- ・センター機械(衛生)工事

#### イ センター自動火災報知設備ほか改修工事

- (2) 閲覧場所 長野県男女共同参画センター
- (3) 閲覧期間 平成28年7月21日(木)から8月9日(火)まで  
午前9時から午後5時まで  
(センターの休館日及び正午から午後1時までは除く。)

## 7 質問事項の受付

この要項、仕様書、申請に当たっての疑問などにお答えするため、次のとおり質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 平成28年7月21日(木)から8月24日(水)までに、質問書(様式9)に記入の上、第7の連絡先に提出してください(電子メール、FAXでの提出可)。  
なお、未到着を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。
- (2) 回答方法 回答は、電子メール又はFAXで質問者に直接回答するとともに、随時県のホームページにおいて、質問事項及び回答のみを公表します。  
(ホームページ  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/kanri/boshu.html>)

## 8 現地説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催しますので、参加希望者は第7の連絡先に様式10により申し込んで下さい。(電子メール、FAXでの連絡可)

- (1) 開催日時 平成28年8月17日(水) 13時30分~15時30分
- (2) 開催場所 長野県男女共同参画センター  
(住所 岡谷市長地権現町四丁目11番51号)  
(電話 0266-22-5781)
- (3) 申込期限 平成28年8月9日(火)17時まで

## 9 申請書類の提出

- (1) 受付期間 平成28年7月21日(木)から平成28年9月12日(月)  
(日曜日及び土曜日を除く)  
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 「第7 連絡先及び申請書提出先」まで持参又は郵送してください。  
\* 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 10部(正本1部、副本9部[副本は写しで可])を提出してください。
- (4) その他 申請書類の電子ファイルは、下記ホームページからダウンロードできます。  
(ホームページ  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/kanri/boshu.html>)

## 10 留意事項

### (1) 申請の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 収支計画書（様式3）に記載した指定管理料が、県が示した上限額以上であるもの。

オ 本件応募について、本県職員又は本件関係者に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。

### (2) 重複申請の禁止

申請は、1法人等（グループ）につき一つの申請とします。複数の申請はできません。

### (3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽易なものは除きます。）。

### (4) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、返却しません。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

### (5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

### (6) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### (7) 情報公開

申請書類は、長野県情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。

## 第5 指定管理者の候補者の選定

### 1 選定方法

指定管理者の候補者は、「男女共同参画センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の審査を経て決定します。

なお、申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

予備審査のヒアリング（予備審査は、申請者が多数ありヒアリングの実施が困難な場合は書類審査のみで行います。）を実施する場合は、別途通知します。

### 2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の評価項目、評価内容及び配点は次の表とおりです。

No.	評価項目	審査書類	評価内容	配点
1	法人の資格、要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款、寄附行為等</li> <li>・ 登記簿謄本</li> <li>・ 貸借対照表、損益計算書（収支計算書）</li> <li>・ 再委託予定調書</li> <li>・ 類似業務実績一覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な資格要件を満たしているか</li> <li>・ 財務状況は健全か</li> <li>・ 類似施設の管理運営は良好に行われているか</li> </ul>	10
2	施設の運営方針、平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか</li> <li>・ 平等な利用を確保するための方策がとられているか</li> </ul>	10
3	指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 収支計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理料の上限額に対する縮減程度はどのくらいか。</li> <li>・ 評点＝配点×最低価格／応募価格</li> </ul>	10



4	収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画に無理はないか</li> <li>・資金計画に無理はないか</li> <li>・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか）</li> <li>・その他管理に関する経費は妥当なものか</li> </ul>	15
5	施設管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・職員配置計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理、安全管理（危機管理体制を含む）は適切か</li> <li>・維持管理は効率のか</li> <li>・職員体制は十分か</li> <li>・個人情報の保護は十分か</li> </ul>	15
6	サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のサービス向上の取り組みは十分か</li> <li>・利用者の利用拡大の取り組みは十分か</li> <li>・自主事業の内容は施設の設置目的や利用の促進に資するものとなっているか</li> <li>・利用者の苦情等への対処方法は適切か</li> </ul>	25
7	地域の活性化、社会的責任への配慮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・法人等の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の形成に資する取組を行っているか</li> <li>・地域の雇用の確保や障がい者その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進に資する取組を行っているか</li> <li>・環境保全への配慮がなされているか</li> <li>・その他社会貢献活動等を行っているか</li> </ul>	15
計				100

### 3 選定結果の公表

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。最上位者以外は匿名表示。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

## 第6 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者に指定されます。

### 2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、管理の基準等に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、利用者の個人情報の取扱いに関する事項及び事業報告書に関する事項等のセンターの管理に必要な事項について、指定管理者と県との間で協定を締結します。

なお、指定期間を通じての基本的な事項を定めた基本協定と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定を締結するものとします。

### 3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、県は指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 第4の1の応募資格の要件を欠いたとき。
- (2) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

**第7 連絡先及び申請書提出先**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県県民文化部人権・男女共同参画課  
男女共同参画係  
担 当 堀内千恵子、小松仁美  
電 話 026-235-7102 (直通)  
FAX 026-235-7389  
メール jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp